

高知県地域観光振興交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県地域観光振興交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 県は、地域が主体となった全国からの誘客につながる観光地づくりを推進するため、高知県産業振興計画に基づき、地域における観光拠点の整備、観光資源の発掘及び磨き上げ等を国の財政支援制度を充当して実施する市町村等（市町村、一部事務組合又は広域連合をいう。以下同じ。）（以下「交付事業者」という。）に対し、予算の範囲内で交付金を交付する。

(交付金額の算定対象となる事業)

第3条 交付金額の算定対象となる事業（以下「交付金算定事業」という。）は、高知県観光拠点等整備事業費補助金交付要綱（以下「拠点等事業要綱」という。）第3条第1号から第4号まで又は第6号に掲げる事業のうち拠点等事業要綱別表第1の表中6の（1）から（3）までに掲げる事業であって、拠点等事業要綱及び高知県観光拠点等整備事業費補助金交付要領に規定する要件等を満たす事業とする。

(交付対象経費)

第4条 交付された交付金は、次の各号に掲げる事業等に充当するものとする。ただし、国の財政支援制度や県補助金を活用した後の市町村負担額に充当してはならない。

- (1) 減債基金等の基金への積立金（観光振興事業を実施するために借り入れた地方債の元利償還金に充当）
- (2) 観光振興事業を実施するために借り入れた地方債の元利償還金
- (3) 交付金算定事業に関連する事業に係る経費
- (4) その他地域観光の推進に資するものとして知事が必要があると認める事業

2 交付金を前項第3号及び第4号に掲げる事業等に充当する場合であって、当該事業が交付金算定事業である場合は、当該充当額に相当する額を交付金算定対象事業費から控除するものとする。

(交付金の交付期間)

第5条 交付金を交付する期間は、交付金算定事業が完了した年度の翌年度とする。ただし、

これによりがたい場合は、5年以内で複数年にわたり交付することができる。

(交付事業者、事業実施主体、交付金算定対象事業費、交付金算定対象事業費限度額及び交付金額)

第6条 交付事業者、事業実施主体、交付金算定対象事業費、交付金算定対象事業費限度額及び交付金額は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された交付金額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

2 前項の事業実施主体は、市町村等又は市町村等の長が補助を行う団体（次の各号に掲げる団体をいう。以下同じ。）とする。

(1) 法人

(2) 前号以外の団体で、次のアからウまでに掲げる全てを満たすもの

ア 3以上の個人又は法人で構成されるもの

イ 地域資源を活用し、地域振興に資する取組を行うもの

ウ 規約等を有し、団体の意思を決定し、及び執行する組織が確立されており、かつ、予算、決算及び会計処理が行われているもの

(実施計画書の提出)

第7条 交付金の交付を受けようとする交付事業者は、交付金算定事業を実施する前に、交付金算定事業ごとに別記第1号様式及び別記第1号様式別紙による実施計画書を知事に提出しなければならない。

2 拠点等事業要綱第3条第1号若しくは第2号に掲げる事業又は第6号に掲げる事業のうち拠点等事業要綱別表第1の表中6の(1)若しくは(2)に掲げる事業を実施しようとする交付事業者は、前項に規定する実施計画書に別表第2に掲げる書類を添えて地域産業振興監と協議を行い、その意見書(参考様式3)を添えて知事に提出しなければならない。

(交付金算定事業の採択等)

第8条 知事は、前条第2項に規定する実施計画書等の提出があった場合は、交付事業者と地域産業振興監との協議結果を踏まえ、知事が別に定める審査会に諮り、審査会の意見を踏まえて交付金算定事業の採択の可否について決定を行うものとする。ただし、拠点等事業要綱第3条第2号に掲げる事業のうち、交付金算定対象事業費が2,000万円未満となるものについては、この限りでない。

2 知事は、採択の決定を行った場合にあっては当該申請者にその旨を通知するものとし、不採択の決定を行った場合にあっては、その理由を付して当該申請者に通知するものとする。

3 交付事業者は、交付金の交付申請に当たって、事業採択を受けた交付金算定事業の内容又は交付金算定対象事業費を変更しようとするときは、事前に知事に協議し、その指示を受けな

ればならない。

(交付の申請)

第9条 交付事業者は、交付金の交付を受けようとするときは、交付金算定事業ごとに別記第2号様式による交付金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 拠点等事業要綱第3条第3号若しくは第4号に掲げる事業又は第6号に掲げる事業のうち拠点等事業要綱別表第1の表中6の(3)に掲げる事業を実施しようとする交付事業者は、第7条第1項に規定する実施計画書及び前項に規定する交付金交付申請書に別表第2に掲げる書類を添えて地域産業振興監と協議を行い、その意見書(参考様式3)を添えて知事に提出しなければならない。

3 第1項の交付金交付申請書の提出に当たって、当該交付金算定事業に係る消費税仕入控除税額等(交付金算定対象事業費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金算定対象事業費に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

(交付の決定等)

第10条 知事は、前条第1項及び第2項の規定による申請が適当であると認めた場合は、当該申請をした者が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除き、交付金の交付を決定し、速やかに当該決定の内容を当該交付事業者に通知するものとする。

2 知事は、市町村等の長が補助を行う団体が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付の条件)

第11条 第2条に規定する交付の目的を達成するため、交付事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならないものとし、第6条第1項に規定する事業実施主体に補助金を交付する場合においても、同様の条件を付さなければならない。

(1) 交付金算定事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付金算定事業の遂行が困難になった場合は、速やかに別記第3号様式による交付金算定事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けること。

(2) 交付金を充当する事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付金を充当する事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

- (3) 第4条第1項第1号の規定により交付金を減債基金等の基金に積み立てた場合で、実績報告時に提出した基金処分計画の内容に変更がある場合は、速やかに変更後の基金処分計画書を作成し、知事に提出すること。
- (4) 交付金算定事業及び交付金を充当する事業の執行に際しては、県又は市町村等が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (5) 交付金算定事業及び交付金を充当する事業に関する経理についての収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、かつ、当該収入及び支出に関する証拠書類を整備し、交付金算定事業及び交付金を充当する事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (6) 交付金算定事業及び交付金を充当する事業により取得し、又は効用の増加した財産については、交付金算定事業及び交付金を充当する事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、第2条に規定する交付目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 交付金算定事業及び交付金を充当する事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (8) 事業実施主体が県税の納税義務者である場合、県税の滞納がない者であること。
- (9) 交付事業者が交付金を充当する事業を補助事業とする場合で、間接補助事業者が県税の納税義務者である場合は、間接補助事業者が県税の滞納がないことを証明させなければならないこと。

(交付金算定事業の重要な変更)

第12条 交付金算定事業について次の各号のいずれかの重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ別記第4号様式による変更申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 交付金算定事業の中止又は廃止
- (3) 交付金算定事業の施行箇所の変更
- (4) 交付金額の増額又は20パーセントを超える減額
- (5) 交付金算定事業の内容の重要な部分に関する変更で次のアからウに掲げるもの
 - ア 活用する地域資源の変更又は削除
 - イ 交付決定時又は変更承認時に予定していなかった工事、設備、備品、ホームページ等の追加及び改修
 - ウ 交付決定時又は変更承認時に予定していた工事、設備、備品、ホームページの整備等に係る事業費のいずれかに50パーセントを超える増額又は減額があるもの

(交付金算定事業の実績報告等)

第13条 交付事業者は、交付金算定事業の完了の日の属する年度の翌年度の5月31日（交付金算定事業を廃止した場合にあっては、廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日）までに別記第5号様式による実績報告書等を知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、速やかに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

2 前項の実績報告書等には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 交付事業者が事業実施主体の場合

ア 契約書等の写し（交付金算定事業分に限る。）

(ア) 契約書（契約件名、契約期間、契約金額及び契約当事者が表示されているページのみとする。）

(イ) 契約の変更があった場合は、その事実を確認することができる請書等

(ウ) 契約が2件以上にわたる場合は、別記第6号様式による契約状況総括表（実績報告）

イ 完了検査調書の写し

ウ 完成写真、図面等実施した交付金算定事業の内容が分かる資料

エ 充当する起債の額が確認できる書類（長期資金借用証書の写し等）

(2) 交付事業者以外が事業実施主体の場合

ア 交付事業者の補助金交付決定通知の写し

イ 交付事業者の補助金検査調書の写し

ウ 完成写真、図面等実施した補助事業の内容が分かる資料

エ 事業実施主体者の県税を滞納していないことを証するものの写し

3 交付事業者は、第9条第3項ただし書の規定により交付金の交付の申請を行った場合であって、第1項の実績報告書等の提出時期までに当該交付金算定事業に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

4 交付事業者は、第9条第3項ただし書の規定により交付金の交付の申請を行った場合であって、第1項の実績報告書等を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該交付金算定事業に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した市町村等において、その金額が減じた額を上回る場合にあっては、当該上回る額）を別記第7号様式による消費税仕入控除税額等報告書を知事に提出するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(交付金算定事業の年度終了実績報告)

第14条 規則第11条第1項後段の規定による会計年度終了時における実績の報告は、別記第8号様式によるものとし、当該会計年度の翌年度の4月15日までに、関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(交付金の請求)

第15条 交付金の支払を受けようとする市町村等は、第13条もしくは第14条の規定により交付すべき交付金が確定した後に、別記第9号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

(交付金算定事業の繰越しの承認申請)

第16条 交付事業者は、交付金の交付の決定があった年度内に交付金算定事業を完了しなければならない。ただし、繰越しの承認を受けた場合は、この限りでない。

2 交付事業者が、前項ただし書の規定による繰越しの承認を申請するときは、別記第10号様式による繰越承認申請書に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(遂行状況の報告等)

第17条 知事は、必要があると認めるときは、交付事業者に対し、交付金算定事業及び交付金を充当する事業の遂行の状況について報告を求め、又は必要な調査を行うものとする。

(財産の処分の制限等)

第18条 交付事業者は、交付金算定事業及び交付金を充当する事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える施設財産、機械及び器具等（この条において「取得財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、知事が特に必要があると認められた場合は、この限りでない。

2 知事は、取得財産等を交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄することを承認しようとするときは、その交付した交付金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。

3 交付事業者は、取得財産等があるときは、別記第11号様式による取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。

4 交付事業者は、取得財産等があるときは、第13条第1項の実績報告書に別記第12号様式による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。

5 交付事業者は、市町村等の長が補助を行う団体が交付金算定事業により取得した取得財産等があるときは、市町村等の長が補助を行う団体に対して、第1項本文に規定する条件と同様の

条件を付すとともに、別記第11号様式による取得財産等管理台帳を備え、管理させなければならない。

- 6 交付事業者は、交付金を充当する事業において補助を行う場合で、間接補助事業者が間接補助事業により取得した取得財産等があるときは、間接補助事業者に対して、第1項本文に規定する条件と同様の条件を付すとともに、別記第11号様式による取得財産等管理台帳を備え、管理させなければならない。

(事業成果のフォローアップ)

第19条 交付事業者及び事業実施主体は、交付金算定事業実施年度の翌年度から5年間事業成果等についてフォローアップを行うものとする。

- 2 知事は、必要に応じ、交付事業者又は事業実施主体に対し、報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。この場合において、交付事業者及び事業実施主体は、知事からの報告の求め又は調査に協力しなければならない。

(グリーン購入)

第20条 事業実施主体は、交付金算定事業及び交付金を充当する事業の実施において、物品等を調達する場合は、県が定める高知県グリーン購入基本方針（平成13年3月26日作成）に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第21条 交付金算定事業、交付金を充当する事業又は交付事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年3月22日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第5条、第11条第1号から第7号まで、第13条第4項、第18条、第19条及び第21条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成30年7月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。